

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
財政調整基金積立金	財政課	2 総務費	1 総務管理費	7 財政調整基金費	707	466,000	466,707					466,000
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
<p>(1) 事業の概要 長期的視野に立ち計画的な財政運営を行うため、財政調整基金の積立や運用等の管理を行う。</p> <p>(2) 事業の必要性 財源の年度間の不均衡を調整するため、基金の管理が必要である。</p>			<p>補正の理由 平成30年度一般会計決算剰余金931,528千円のうち、466,000千円について、財政調整基金への積立を行うため、予算を補正するもの。</p> <p>内容 財政調整基金の積立額 466,000千円</p>			財源	財源名	金額	区分	金額		
									25 積立金	466,000		
根拠法令		地方財政法										

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
子どもの居場所づくり推進モデル事業	福祉政策課	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費		3,364	3,364		2,242			1,122
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
<p>(1) 事業の概要 新たに子どもの居場所づくりの取組を行う民間団体等に対し、取組の立ち上げ経費を補助し、モデル的に支援する。</p> <p>(2) 事業の必要性 貧困や孤立の状況にある子どもたちの健全育成を支えるため、地域で支え合える子どもの居場所づくりの推進等に取り組む必要がある。</p>			<p>補正の理由 新たに立ち上げを行う意向である事業者に対し、支援を行うため、予算を計上し対応するもの。</p> <p>内容 立ち上げに係る経費の補助 ・申請者 2事業者 ・経費 備品購入費75千円、修繕費3,289千円 ・補助率 県2/3、市1/3</p>			財源	財源名	金額	区分	金額		
						県	子どもの居場所づくり推進モデル事業費補助金	2,242	19 負担金補助及び交付金	3,364		
根拠法令		米子市子どもの居場所づくり推進モデル事業補助金交付要綱										

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
障がい者福祉施設整備費補助事業	障がい者支援課	3 民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費		4,121	4,121			4,100		21
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
<p>(1) 事業の概要</p> <p>社会福祉法人等が障がい者支援施設の新設又は増改築を行うに際し、事業費に対する国県補助金額の1/15を上乗せ補助する。</p> <p>(2) 事業の必要性</p> <p>障がい者の受け入れ体制を整備するために、障がい者支援施設の新設等を促進することが必要である。</p>			<p>補正の理由</p> <p>平成31年3月及び令和元年7月に国県補助金の内示があった施設について、今年度中の竣工をめざした施設整備を支援するため、予算を計上し対応するもの。</p> <p>内容</p> <p>①われもこうの家(共同生活援助及び短期入所施設)増築(定員17名⇒20名) 増築予定地 夜見町 補助額 1,457千円(国県補助金21,860千円×1/15)</p> <p>②すまいるステーションときぞう(放課後等デイサービス及び児童発達支援施設) 新設(定員20名) 建設予定地 米子市一部 補助額 2,664千円(国県補助金39,971千円×1/15)</p>			財源	財源名	金額	区分	金額		
根拠法令 米子市民間障がい者福祉施設等整備費補助金交付要綱						地方債	障がい者福祉施設整備事業	4,100	19 負担金補助及び交付金	4,121		

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
小規模多機能型居宅介護事業所整備事業	長寿社会課	3 民生費	1 社会福祉費	6 老人福祉費	78,400	3,902	82,302		3,902			
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
<p>(1) 事業の概要</p> <p>「第7期米子市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成30年度～令和2年度)に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を推進するため建設費等について補助金を交付する。</p> <p>(2) 事業の必要性</p> <p>支援の必要な方を地域で支えていく「地域包括ケアシステム」構築のため、小規模多機能型居宅介護事業所を地域の拠点として整備する必要がある。</p>			<p>補正の理由</p> <p>鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金の基準額の増額に伴い、市の補助基準額も増額するため、予算を補正し対応するもの。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備補助金 増額前 32,000千円/1施設 増額後 33,600千円/1施設 (33,600千円-32,000千円)×2施設=3,200千円 開設準備補助金 増額前 800千円/定員数 増額後 839千円/定員数 (839千円-800千円)×9人×2施設=702千円 			財源	財源名	金額	区分	金額		
根拠法令						県	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金	3,902	19 負担金補助及び交付金	3,902		

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
認知症高齢者グループホーム整備事業	長寿社会課	3 民生費	1 社会福祉費	6 老人福祉費	46,400	2,302	48,702		2,302			
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
<p>(1) 事業の概要 「第7期米子市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成30年度～令和2年度)に基づき、認知症高齢者グループホームの整備を推進するため建設費等について補助金を交付する。</p> <p>(2) 事業の必要性 支援の必要な方を地域で支えていく「地域包括ケアシステム」構築のため、認知症高齢者グループホームを地域の拠点として整備する必要がある。</p>			<p>補正の理由 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金の基準額の増額に伴い、市の補助基準額も増額するため、予算を補正し対応するもの。</p> <p>内容 ・整備補助金 増額前 32,000千円/1施設 増額後 33,600千円/1施設 (33,600千円-32,000千円)×1施設=1,600千円 ・開設準備補助金 増額前 800千円/定員数 増額後 839千円/定員数 (839千円-800千円)×18人×1施設=702千円</p>			財源	財源名	金額	区分	金額		
根拠法令						県	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金	2,302	19 負担金補助及び交付金	2,302		

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
私立・特別保育事業	子育て支援課	3 民生費	2 児童福祉費	3 子ども・子育て支援費	379,857	2,780	382,637	926	927			927
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
<p>(1) 事業の概要 保育所等で体調不良となった児童を、保護者の依頼に基づき、病児保育施設の看護師等が送迎対応し、当該施設において一時的に保育を行う。</p> <p>(2) 事業の必要性 仕事等ですぐに対応が困難な保護者が送迎を利用することで、体調不良児童への迅速な対応、保護者の負担軽減等、子育てと就労の両立支援につながる。</p>			<p>補正の理由 病児保育施設が令和元年10月から新たに送迎を実施するため、予算を補正し対応するもの。</p> <p>内容 ・実施施設 1施設 ・送迎対応を行う看護師等の雇上費 2,700千円 ・送迎経費 80千円</p>			財源	財源名	金額	区分	金額		
根拠法令			病児保育事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱、米子市病児・病後児保育実施要綱、米子市特別保育事業費補助金交付要綱			国	子ども・子育て支援交付金	926	13 委託料	2,780		
						県	子ども・子育て支援交付金	927				

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
子どものための教育・保育給付事業	子育て支援課	3 民生費	2 児童福祉費	3 子ども・子育て支援費	2,830,603	22,200	2,852,803					22,200
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
<p>(1) 事業の概要 10月から実施する保育料の引き下げに伴って収入(保育料)が減となる施設に対し、給付費を増額する。</p> <p>(2) 事業の必要性 保育料の引き下げを行うことで、自園で保育料を徴収している施設の収入が減となるため、給付費を増額する必要がある。</p>			<p>補正の理由 保育料の引き下げを10月から実施するため、予算を補正し対応するもの。</p> <p>内容 今年度保育料引き下げ額 63,500千円 うち、市の歳入減額分 41,300千円 ⇒歳入予算の減額補正 施設の歳入減額分 22,200千円 ⇒歳出予算の増額補正(本事業)</p>			財源	財源名	金額	区分	金額		
									20 扶助費	22,200		
根拠法令												

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
第3子以降副食費助成事業	子育て支援課	3 民生費	2 児童福祉費	3 子ども・子育て支援費		12,150	12,150					12,150
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
<p>(1) 事業の概要 2号認定子どものうち第3子以降について、副食費(おかず、おやつに係る経費)を助成する。</p> <p>(2) 事業の必要性 2号認定子どもについては、従来は全ての第3子以降の保育料(副食費含む)が無償化となっていたが、この度の国の幼児教育・保育無償化制度により副食費の負担が新たに生じる子どもが出てくる。国の基準に該当しない第3子以降について激変緩和措置として副食費を助成する必要がある。</p>			<p>補正の理由 幼児教育・保育無償化の制度開始にあわせて事業実施するため、予算を計上し対応するもの。</p> <p>内容 ・助成単価 該当児童1人4,500円/月 450人×4,500円×6ヶ月=12,150千円</p>			財源	財源名	金額	区分	金額		
									19 負担金補助及び交付金	12,150		
根拠法令												

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
生活保護適正実施事業	福祉課	3 民生費	3 生活保護費	1 生活保護総務費	3,352	1,496	4,848	910				586
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
<p>(1) 事業の概要</p> <p>生活保護法改正に伴い、以下の①～③について対応することとなったことを受けシステム改修を行う。</p> <p>①令和3年1月から被保護者健康管理支援事業の施行が必須となったことを受け、レセプト（診療報酬明細書）の管理、自動点検及び分析を行うことへの対応。</p> <p>②平成30年度から創設された進学準備給付金の受給者の情報とマイナンバーとの連携。</p> <p>③被保護者調査における調査項目追加。</p> <p>(2) 事業の必要性</p> <p>生活保護法改正に伴い新たに創設された事業に対し、業務の効率化を図り適正な生活保護費支給を行うため、システム改修が必要である。</p>			<p>補正の理由</p> <p>平成31年3月に法改正に関する対応が示されたことを受け、予算を補正し対応するもの。</p> <p>内容</p> <p>①レセプト管理システム</p> <p>初期設定費用 154千円</p> <p>サービス使用料（5ヶ月） 440千円</p> <p>②マイナンバー連携 594千円</p> <p>③調査項目追加 308千円</p>			財源	財源名	金額	区分	金額		
						国	生活保護適正化実施事業費補助金	910	13 委託料 14 使用料及び賃借料	1,056 440		
根拠法令 生活保護法												

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
園芸産地活力増進事業	農林課	6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費		2,225	2,225		1,483			742
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
<p>(1) 事業の概要</p> <p>にんじん共同選果場は、平成10年の新設時から米子市の生産振興に寄与してきたが、平成30年産秋冬にんじんからの品種変更による収穫量の増加に伴う加工用にんじんの増加に対応するため、選果ラインの一部改修を行う。</p> <p>(2) 事業の必要性</p> <p>米子市で生産されるにんじんの、市場ニーズに応じた品質重視の出荷とブランド力の向上を図るため、加工用にんじんの選果ラインの改修によるコスト削減、安定的かつ効率的な選果作業を実施するために必要である。</p>			<p>補正の理由</p> <p>秋冬にんじんの選果作業を、安定的かつ効率的に行うために早急に対応する必要があるため、予算を計上し対応するもの。</p> <p>内容</p> <p>にんじん共同選果場の加工用にんじん選果ラインの一部改修（ベルトコンベアの追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体 鳥取西部農業協同組合 事業費 4,450千円 補助率 1/2（内訳 県1/3、市1/6） 補助金 2,225千円 			財源	財源名	金額	区分	金額		
						県	園芸産地活力増進事業費補助金	1,483	19 負担金補助及び交付金	2,225		
根拠法令 園芸産地活力増進事業費補助金交付要綱												

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
排水路補修事業	道路整備課	8 土木費	3 河川排水路費	2 排水路維持費	20,600	7,000	27,600			7,000		
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1) 事業の概要 機能の維持のため現存水路の改修を実施する。 (2) 事業の必要性 雨水等の排水を容易にし、周辺施設等への影響を未然に防ぐことで、生活環境の改善を図り、快適で不安のない市民生活を実現するために事業の実施が必要である。			補正の理由 市道皆生32号線の道路側溝の一部について倒壊の恐れがあり、早急に改修する必要があるため、予算を補正し対応するもの。 内容 ・側溝改修工事 7,000千円 ・工事箇所 皆生三丁目地内 1箇所			財源	財源名	金額	区分	金額		
						地方債	排水路新設改良事業（道路整備課）	7,000	15 工事請負費	7,000		
根拠法令												

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
幼稚園副食費助成事業	子育て支援課	10 教育費	1 教育総務費	3 私立学校支援費		8,640	8,640	2,880				5,760
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1) 事業の概要 子ども・子育て支援新制度に対応しない幼稚園（新制度未移行幼稚園）に通う児童について、国が定める基準に該当する低所得世帯・多子世帯に対して副食費を助成する。 (2) 事業の必要性 低所得世帯・多子世帯の負担を軽減するために、副食費を助成する必要がある。			補正の理由 幼児教育・保育無償化の制度開始にあわせて事業実施するため、予算を計上し対応するもの。 内容 ・助成単価 該当児童1人4,500円/月 320人×4,500円×6ヶ月=8,640千円 ・補助率 令和元年度 県・市負担分には国からの臨時交付金（一般財源扱い）が交付される。 令和2年度以降 国・県・市1/3ずつ			財源	財源名	金額	区分	金額		
						国	子ども・子育て支援交付金	2,880	19 負担金補助及び交付金	8,640		
根拠法令			子ども・子育て支援法									

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
市民体育館等管理運営費	スポーツ振興課	10 教育費	5 保健体育費	3 体育施設費	196,943	1,000	197,943				1,000	
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
(1) 事業の概要 寄附金を活用し、どらドラパーク米子球技場の冬芝のオーバーシードを行う。 (2) 事業の必要性 サッカー、ラグビー競技の振興、競技力向上を図るため、どらドラパーク米子球技場の夏芝の養生期間である12月から翌年5月までについて、冬芝のオーバーシードを行うことにより利用可能とする必要がある。			補正の理由 鳥取県サッカー協会からの寄附金の申込みが7月にあったため、予算を補正し対応するもの。 内容 どらドラパーク米子球技場の冬芝オーバーシード実施に伴う指定管理料 1,000千円			財源	財源名	金額	区分	金額		
						寄附金	スポーツ環境整備事業寄附金	1,000	13 委託料	1,000		
根拠法令	米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例、都市公園法											